

月	日	曜	期	選挙	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
			選挙期日前後		21 政見放送の順序を定めるくじの執行 22 選挙公報掲載文申請受付開始（選挙区） 23 選挙公報掲載文訂正の連絡（選挙区） 24 選挙運動用ビラ証紙交付開始 25 選挙公営（経費）関係届出受付及び確認書交付開始	県委員会 " " " " " "	規程14 法168、連規10章 申請注意事項 法142 連規3章の2 法141、142、143、 164の2 令109の4、 109の7、109の8、 110の2、110の3、 110の4、125の3 規則17の4、17の5 法201の4 令129の2 連規13章の2 法201の4 連規13章の2	19 候補者が死亡したことを知った場合は直ちに選挙長に通知 20 候補者につき法第11条第3項の通知を受けた場合は直ちに選挙長に通知 21 ポスター掲示場にポスター掲示開始 22 選挙人名簿又は抄本の閲覧の中止 23 選挙に対する関心を高める運動展開	住所地 市区町村長 市区地区 住所地区 町村委員会 候補者 市町委員会 推進協議会	令92 令92 法144の2 法28の2、28の3 法6
			公		26 推薦団体確認申請書受付開始、確認書の交付、総務大臣への通知（選挙区） 27 推薦団体が行う推薦演説会周知用ポスター検印受付開始（選挙区） 28 政談演説会開催届出受付開始（証紙交付）	" " " "	法201の6、201の11 令129の5 法144の2 連規11の5 法175 連規46			
			3 木		29 候補者がポスターを掲示することができる区画番号（届出順）を候補者及び市町委員会に通知 30 名簿届出政党等の名称等掲示の掲載順序のくじ執行、掲載順序を市町委員会に通知（比例代表） 31 期日前投票所及び不在者投票管理者のうち当該市町委員会委員長の管理する投票を記載する場所における候補者の氏名等及び名簿届出政党等の名称等掲示用データを市町委員会へ送信 32 立候補（異動）、届出却下、同辞退（法91Ⅱ、法103Ⅳ該当を含む。）、死亡の告示及び県委員会への報告並びに市町委員会、候補者の住所地の市区町村長及び市区町村委員会への通知（選挙区） 33 立候補（異動）、届出却下、同辞退（同上）、死亡の通知があつた場合の選挙分会会長及び市町委員会への通知（比例代表） 34 選挙に対する関心を高める運動展開	選挙長 県委員会 推進協議会 県委員会 " " 選挙長 中央選挙 " "	法86の4 令92 事規33 令92 法6			
			7					1 期日前投票所及び不在者投票管理者のうち当該市町委員会委員長の管理する投票を記載する場所に候補者の氏名等及び名簿届出政党等の名称等の掲示開始 2 期日前投票所の投票管理者への選挙人名簿の抄本の送付期限（期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所を開く時刻までに） 3 在外選挙人が期日前投票を行う旨指定した期日前投票所の投票管理者への在外選挙人名簿の抄本の送付期限（期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所を開く時刻までに） 4 不在者投票（郵便等による不在者投票を除く）の投票用紙及び投票用封筒等の交付開始（郵便等による発送を除く）	市町委員会 " " 市町委員会 委員長 委員	法175 令28、49の7 令28、65の13 法49 令50～54、 59の5の4 規則8の2～10、 100の5の3、100の5の4、 100の10 事規21 法38 48の2 事規14
			4 金	16	1 選挙公報掲載文申請期限（選挙区） 2 選挙公報掲載文の掲載順序のくじ執行（選挙区） 3 候補者の被選挙権等について候補者の住所地の市区町村長及び市区町村委員会並びに本籍地の市区町村長に調査依頼 4 選挙公報掲載政党数等の通知（比例代表） 5 選挙公報掲載文の原稿（データ）受領（比例代表）			5 期日前投票所の投票立会人が2人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知 6 期日前投票所の投票箱に何も入っていないことの確認（新たな投票箱を使用する場合はその都度） 7 期日前投票・不在者投票開始	投票管理者 " " 選挙人 投票管理者 "	令34、49の7 法48の2、49 令55～58、59の5、 59の5の4、59の6 令49の10 令49の7、43

[illegible]

[illegible]